



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

グリーンシート銘柄制度の概要

平成23年11月4日

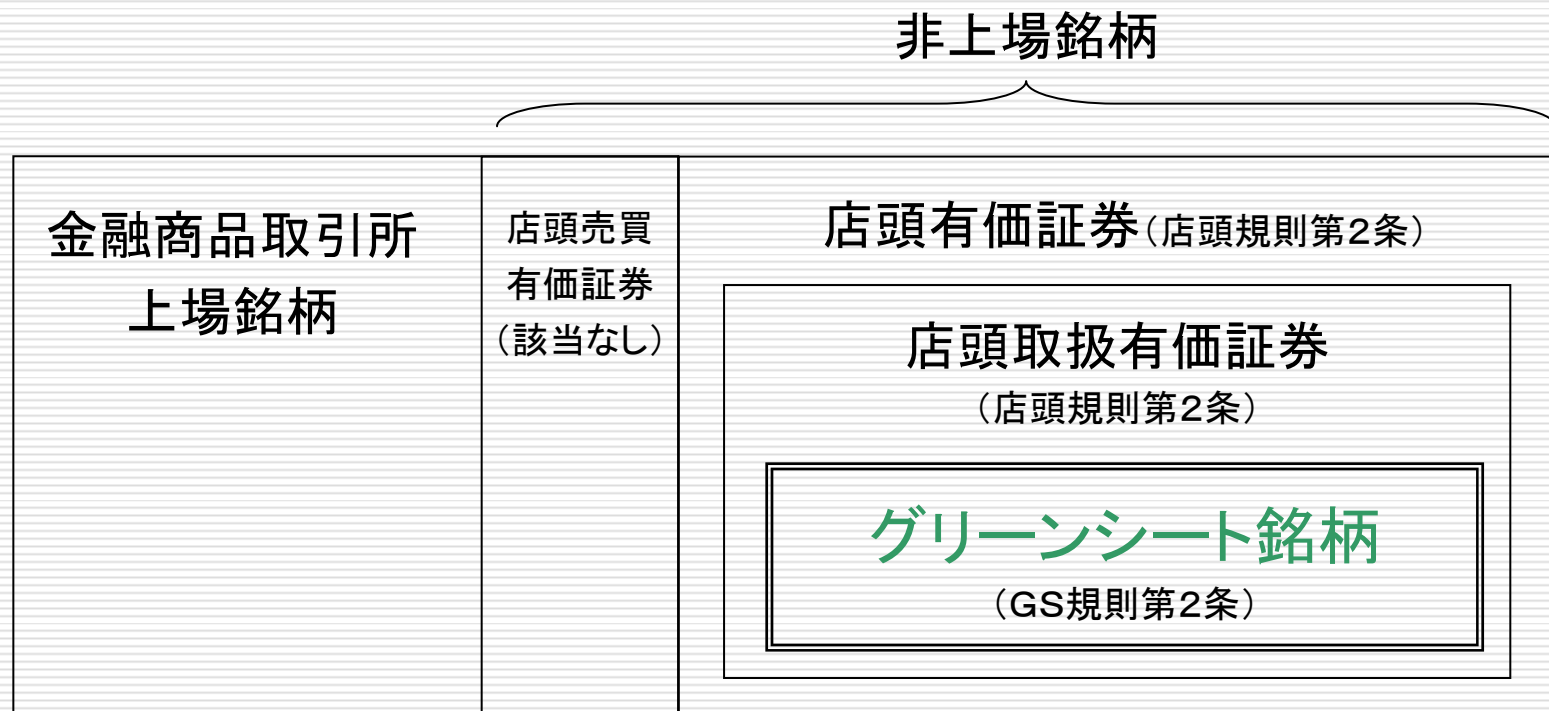
日本証券業協会 政策本部 市場企画部

1. 金融商品取引法におけるグリーンシート銘柄の位置付け

- グリーンシート銘柄は金融商品取引法第67条の18第4号において、
「**取扱有価証券**（当該認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。））」と規定されている。
- グリーンシート銘柄は、金融商品取引法において、気配・売買状況の報告・公表、インサイダー取引規制等の適用が規定されている。

2-1. 投資勧誘の観点から見た非上場株式等の区分

◎ 株式等は、証券会社による投資勧誘の視点から、本協会規則に以下のとおり規定されている。



※ 本資料において、「店頭有価証券に関する規則」を「店頭規則」、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」を「GS規則」という。

2-2. 投資勧誘の観点から見た非上場株式等の区分

	定義	証券会社による投資勧誘	
		適格機関投資家	一般投資家 ※1
店頭有価証券	上場銘柄以外の株券等	△ (取得した適格機関投資家に譲渡制限を付すことを条件としている。)	×
店頭取扱有価証券	店頭有価証券のうち、その発行会社が会社内容説明書等を作成している株券等	△ (取得した適格機関投資家に譲渡制限を付すことを条件としている。)	発行: △ (募集・売出し等において、取得した一般投資家に譲渡制限を付すことを条件としている。) 流通: × ※2
グリーンシート銘柄	店頭取扱有価証券等のうち、GS規則で規定する要件(次頁参照)を満たすもの	○	○

※1 本資料において、適格機関投資家以外の顧客を「一般投資家」という。

※2 上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘は、この限りではない。(店頭規則第8条)

3. グリーンシート銘柄の主要要件

- 証券会社(取扱会員)において、グリーンシート銘柄として適当であると判断し、本協会へ届け出る。(GS規則第7条～9条)
- グリーンシート銘柄の発行会社は法令上のインサイダー取引規制の対象となるため、所謂タイムリー・ディスクロージャーを行わなければならない。(GS規則第16条)
- 取扱会員等は、売買価格の参考となる売り気配又は買い気配、及び店頭取引の内容について、毎営業日又は週1回以上の頻度で、本協会へ報告しなければならない。(GS規則第35条)

※「取扱会員」とは、GS規則に規定しており、グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うとともに審査、ディスクロージャー指導、気配提示等の義務を負う会員をいう。

4. グリーンシート銘柄制度の位置付け

- 我が国経済の将来を担う新興企業の株式をはじめ幅広い種類の株式等様々な成長過程の企業の参入が可能な場
- 従来の組織された公開市場の前段階としての機能を果たすことが期待される市場

＜平成12年1月公表「グリーンシート市場の活性化を目指して(中間報告)」抜粋＞

- 証券会社による投資勧誘を介在させることによる、投資家にとっての未公開有価証券の売買の仕組みの提供(流通機能)及び未公開会社にとっての資金調達のための提供(発行機能)

＜平成14年10月公表「独自性を発揮したグリーンシート市場の発展を目指して」抜粋＞

５．グリーンシート銘柄の上場

平成 22 年 12 月 31 日現在

	企業名	コード	上場年月日	上場先	事業概要
1	カワセコンピュータサプライ	7851	平成 13 年 3 月 16 日	大証 2 部	ビジネスフォーム事業、データ処理事業
2	ビジネス・ワンホールディングス (旧ビジネス・ワン)	4827	平成 15 年 2 月 14 日	福証 Q-Board	文書作成ソフト等のパッケージソフトウェア企画・開発・販売
3	YAMATO(旧イーディーコントライブ)	7853	平成 15 年 5 月 1 日	東証マザーズ	ソフトウェアパッケージ、コンテンツ制作
4	パラカ(旧パルク)	4809	平成 16 年 12 月 9 日	東証マザーズ	駐車場運営・管理業務及び駐車場用機械・設備・装置の製造・販売業務
5	アルファ・トレンド・ホールディングス (旧アルファ・トレンド)	4352	平成 16 年 3 月 16 日	札証アンビシャス	受託を中心とした WEB ソリューション開発
6	エイジア	2352	平成 17 年 10 月 5 日	東証マザーズ	インターネット、期間業務の各種アプリケーションソフトの設計・開発・販売
7	ラ・アトレ	8885	平成 18 年 6 月 12 日	大証ヘラクレス	不動産事業、ゴルフ会員権事業
8	マルマエ	6264	平成 18 年 12 月 26 日	東証マザーズ	精密加工部品を製造する切削加工事業、鉄鋼事業
9	インネクスト	6660	平成 19 年 2 月 14 日	札証アンビシャス	液晶パネル検査装置の製造及び販売、医療機器や計測機器の輸入及び販売
10	オストジャパングループ	2757	平成 19 年 9 月 10 日	札証アンビシャス	調剤薬局の経営、建築管理・設計及び不動産賃貸管理
11	ジパング ※1	2457	平成 22 年 1 月 1 日	JASDAQ	金関連生産事業

※ 1. JASDAQ 上場会社であるプライム (2684) と合併したことにより上場。

※ 2. グリーンシート銘柄制度設立から現在までに指定された銘柄は、延べ 209 銘柄となっている。

【参考】新興市場の上場基準(発行会社規模)

平成23年11月4日

	東証 マザーズ	大証 ジャスダック スタンダード	大証 ジャスダック グロース	名証 セントレックス	副証 Qボード	札証 アンビシャス
売上高	—	—	—	上場申請日の前日までに 成長可能事業の売上高が 計上されていること	上場申請日の前日までに 成長可能事業の売上高が 計上されていること	—
利益の額	—	最近1年間の利益の額が、 1億円以上であること ただし、上場日における上 場時価総額が50億円以上 となる見込みのある場合に は問わないものとする。	—	—	—	直前事業年度の営業利益 の額が正であること ただし、直前事業年度の営 業利益が負であっても、上 場後、収益の向上が期待で きる旨及びその理由を記載 した書面を幹事会員が提出 した場合において、札証が 適当と認めた場合には問わ ない。
純資産の額	—	2億円以上 (直前事業年度末)	正 (直前事業年度末)	—	正 (上場日)	次のいずれかに適合してい ること ・上場日における純資産 の額が1億円以上であり、 かつ、上場時価総額が3億 円以上となる見込みのある こと ・上場日における純資産 の額が正であり、かつ、上 場時価総額が5億円以上と なる見込みのあること
時価総額 (上場時の見込み)	10億円以上	(「利益の額」が満たない場 合には、50億円以上)	—	5億円以上	3億円以上	
流通株式の時価総額 (上場時の見込み)	5億円以上	5億円以上	5億円以上	—	—	—
株主数 (上場時の見込み)	300人以上	300人以上	300人以上	300人以上	200人以上 (特別利害関係者を除く。)	200人以上 (特別利害関係者を除く。)
事業継続年数	新規上場申請日から起算し て1年前より前から取締役 会を設置して継続的に事業 活動をしていること	—	—	上場申請日から起算して1 年以前から取締役会を設 置して継続的に事業活動 をしていること	上場申請日から起算して1 か年以前から取締役会を 設置して継続的に事業活 動をしていること	上場申請日から起算して1 か年以前から取締役会を 設置して継続的に事業活 動をしていること